

十和田八幡平国立公園
八幡平地域管理計画書

昭和61年3月

環境庁十和田八幡平国立公園管理事務所

目 次

1 . 管理計画作成方針	1
2 . 概要及び管理方針	1
(1) 概 要	1
(2) 管 理 方 針	3
3 . 風致景観の管理に関する事項	4
(1) 基 本 方 針	4
(2) 許可届出等取扱方針	6
(3) 公園事業取扱方針	7
4 . 地域の開発整備に関する事項	1 0
(1) 自然公園施設	1 0
(2) その他の施設	1 6
5 . 土地及び事業施設の管理に関する事項	1 7
(1) 国有財産の管理	1 7
(2) その他の公園施設の管理	1 7
6 . 利用者の指導に関する事項	1 8
(1) 自然解説に関する事項	1 8
(2) 利用者の誘導・規制	1 9
(3) 利用者の安全対策	2 0
7 . 地域の美化修景に関する事項	2 0
(1) 美化清掃計画	2 0
(2) 修景緑化計画	2 1



1. 管理計画作成方針

本公園は、東北地方を縦断する奥羽山脈の北部に位置し、十和田八甲田地域とその南約50kmに位置する八幡平地域とからなる山岳公園である。公園の適正な管理を目的とする管理計画は、十和田八甲田地域については既に作成を終了しており、本管理計画は八幡平地域を対象に作成するものである。

八幡平地域は岩手・秋田両県にまたがり、八幡平・駒ヶ岳・岩手山等を代表とする40余りの火山群から形成され、4万ha余りの公園面積を有している。

本地域の特徴の第一は、我国では他に類のないほどの多種多様な火山地形・火山現象からなる火山景観が見られる点である。このため本地域は「火山の博物館」とも称せられている。

第二の特徴は、山腹部に広がるブナ林とその上部を占めているアオモリトドマツ林等により形成される原始性の高い森林景観を有している点である。また、山腹から山稜部にかけて各所に分布している高山植物群落や湿原植物群落等からなる高山性の植生景観（いわゆるお花畠）は本地域の大きな魅力となっている。冬期にアオモリトドマツ林に発達する樹氷は全国有数の規模を誇り、特異な景観を呈するものとして特筆される。

また、火山帶である本地域には温泉地が多く、その多くは東北地方特有の長期滞在型の湯治場として機能しており、ひなびた温泉宿舎と独特の湯治風景は今日では貴重な人文景観となっている。

このような変化に富む景観を有する本地域においては、ドライブ、自然探勝、登山、スキー及び湯治等の公園利用がなされており、その延入込者数は年間約500万人（昭和58年）に達する。

以上のような特性を有する本地域の管理計画は、次のような方針に沿って作成することとする。

- (1) 公園計画の保護計画及び利用計画を受け、本地域の自然及び人文景観の保護と保全を図るとともに適正な利用を推進するため、地域の実情に合致したきめ細かな管理計画を作成要領に従い策定する。
- (2) 許認可等の取扱いについては、従来からの事務所における個々の指導方針とそごを來さないよう策定する。
- (3) 地域内の各地区の自然の特質及び利用の状況は共通点が多いので全域を一つの管理計画区とする。
- (4) 本管理計画は、公園計画の再検討が終了した時点で点検を行い、必要に応じて改訂することとする。

2. 概要及び管理方針

(1) 概要

本地域のおおよその特徴は1で述べたとおりであるが、地形的なまとまりから区分される八幡平、駒ヶ岳、岩手山の3地区のそれぞれの特徴は次のとおりである。

項目\地区名	八幡平地区	駒ヶ岳地区	岩手山地区
関係市町村	秋田県鹿角市及び仙北郡 田沢湖町 岩手県二戸郡安代町及び 岩手郡松尾村	秋田県仙北郡田沢湖町 岩手県岩手郡雫石町	岩手県岩手郡松尾村、西 根町、滝沢村及び雫石町

項目 地区名	八幡平地区	駒ヶ岳地区	岩手山地区
自然			
(1)地形・地質	八幡平(1,614m)を中心になだらかな山体が四方に広がる火山群とその西方にやや離れて位置する焼山火山群とかなる。	本地域の南部を占める駒ヶ岳(1,637m)とその北側一帯にS字状に連なる乳頭山を始めとする火山列とかなる。	本地域の最高峰である岩手山(2,041m)とその西から北西方向に連なる裏岩手連山とかなる。
①主な山岳	八幡平、源太森、茶臼岳、畚岳、諸桧岳、嶮岨森、大深岳、源太ヶ岳、中倉山、焼山、梅森	駒ヶ岳(男岳、女目岳、女岳、小岳、横岳)、湯ノ森山、笹森山、笊森山、乳頭山、小白森山、大白森、荷葉岳、大沢森、曲崎山、内大沢森、八瀬森、岩手大白森、関東森	岩手山(薬師岳、鬼ヶ城、屏風尾根)、黒倉山、姥倉山、犬倉山、大松倉山、三ッ石山、小畚山
②特異な地形・地質	蓬萊境の火山岩塊、玉川温泉の北投石、焼山の鬼ヶ城(トロイデ、中央火口丘)	駒ヶ岳のカルデラ、女岳溶岩流	焼走溶岩流、岩手山の複式火山、鳥越ノ滝、葛根田の大岩屋
③主な火山現象地	後生掛、蒸ノ湯、大深温泉、藤七温泉、玉川温泉、叫沢、焼山火口	先達川上流域(黒湯温泉、一本松温泉、大釜温泉、鶴ノ湯温泉等)、国見温泉	大地獄、網張元湯、岩手山火口、松川温泉、滝ノ上温泉
④主な湖沼	大沼、長沼、八幡沼、蓼沼、蓬萊沼、熊沼、石ダカ沼、夜沼、鏡沼、蟹沼	阿弥陀池、姿見ノ池、白沼、ヒヤ潟、姫潟	御苗代湖、御釜湖
(2)動植物			
①主な植生			
ア) 山地帯	ブナ林、トチノキーサワグルミ林、クロベーキタゴヨウ林(大深沢)、ヒメヤシャブシータニウツギ群落(大深沢)	ブナ林、トチノキーサワグルミ林	ブナ林、トチノキーサワグルミ林
イ) 亜高山帯	アオモリトドマツ林、コメツガ林、ダケカンバ林、ササ自然草原、亜高山帶落葉低木林等	アオモリトドマツ林(笹森山以北)、亜高山帶落葉低木林、ダケカンバ林(駒ヶ岳カルデラ内スギ混交)、ササ自然草原、高茎草本群落等	アオモリトドマツ林、コメツガ林、亜高山帶落葉低木林、ダケカンバ林、ササ自然草原等

項目\地区名	八幡平地区	駒ヶ岳地区	岩手山地区
ウ) 高山帯	ハイマツ群落、高山風衝 草原、コメバツガザクラ —ミネズオウ群落、雪田 群落	ハイマツ群落、高山風衝 草原、コメバツガザクラ —ミネズオウ群落、雪田 群落、コマクサ群落等	ハイマツ群落、高山風衝 草原、コメバツガザ克拉 —ミネズオウ群落、雪田 群落、コマクサ群落等
エ) その他	中間及び高層湿原植生、 硫氣孔植物群落等	中間及び高層湿原植生、 硫氣孔植物群落等	中間及び高層湿原植生、 硫氣孔植物群落等
②分布上注目 される動植物	ネムロコウホネ、オオタ カネバラ、エゾツツジ、 ユキワリコザクラ、ミヤ マアケボノソウ、チシマ ギキョウ等、クマゲラ(大 深沢)、カオジロトンボ、 ミヤマサナエ等	トガクシショウマ、コマ クサ、タカネスマレ、エ ゾツツジ、ミヤマウスユ キソウ等、イヌワシ、カ オジロトンボ、ムツアカ ネ等	コマクサ、タカネスマレ、 エゾツツジ等、カオジロ トンボ等
文化財	玉川温泉の北投石((Ba、 Pb) SO ₄ 鉛を含む重晶 石の一種。放射性)	秋田駒ヶ岳高山植物帯、 白沼のモリアオガエル繁 殖地	岩手山高山植物帯、葛根 田の大岩屋(玄武洞)、燒 走溶岩流
公園利用 (1)主な利用形 態	ドライブ、自然探勝、登 山、ハイキング、キャン プ、温泉保養、スキー、 山岳スキー、舟遊(大沼)	自然探勝、登山、ハイキ ング、キャンプ、温泉保 養、スキー	自然探勝、登山、ハイキ ング、キャンプ、温泉保 養、スキー
(2)主な温泉	後生掛温泉、大沼温泉、 蒸ノ湯温泉、大深温泉、 玉川温泉、藤七温泉	黒湯温泉、孫六温泉、蟹場 温泉、大釜温泉、妙の湯、 鶴ノ湯温泉、国見温泉	網張温泉、松川温泉、滝 ノ上温泉
産業	地熱発電(大沼)、 水力発電(大深沢にて取 水のみ)		地熱発電(葛根田、松川) 水力発電(滝ノ上温泉に て取水のみ)、牧畜(零 石町西山牧野)

(2) 管理方針

(1)のような現況及び特性を有する本地域の管理にあたっては、次の基本方針により地域の風致景観の保護と適正な公園利用が推進されるよう本管理計画区を管理し、関係機関及び関係事業者等を指導することとする。

- ア. 本地域を特徴づける多種多様な火山地形、火山現象からなる火山景観の厳正な保護を図る。
- イ. 高山植生、湿原植生の厳正な保護を図るとともに、アオモリトドマツ林等からなる亜高山帶植生の保護及びブナ林の風致の維持を図る。

- ウ. 県境稜線域及び源流域等原始的な自然景観が保持されている地域においては、公益上必要な最小限の行為にとどめ、極力その原始性の維持を図る。
- エ. 貴重な人文景観をなす湯治場温泉の伝統的湯治風景と建築形態の保存に努めるとともに、その活性化を図る。
- オ. 集団施設地区等の主要利用地点においては、園地、探勝歩道等の拡充再整備に努める。特に、国民休暇村地区では国立公園におけるモデル的な野外レクリエーション拠点として野営場等の施設の整備をすすめる。
- カ. 主要な登山ルートについては、荒廃箇所の改良整備を図るとともに、立入防止柵の設置等による植生の保護を図る。
- キ. 地熱発電関連施設については、自然環境等への影響が最小限となるよう施設の集約化、緑化対策等を指導する。
- ク. 公園利用者に対し、地区の自然環境に関する理解を深め、また、自然保護思想の普及、啓蒙及び利用の適正化を図るため、自然解説の活動等の充実強化及びビジターセンターの利用活性化を図る。
- ケ. 快適で安全な公園利用が図られるよう火山現象地帯等の危険箇所における事故防止対策、山岳地での遭難防止対策及び過剰利用地域での利用適正化対策等の確立を図る。
- コ. 地域の環境を保持するため、地元清掃団体等により、利用者の集中する園地、公共施設、登山道等を中心に美化清掃を徹底させる。また、ごみ持ち帰り運動等を通じて利用マナーの啓蒙を図る。

3. 風致景観の管理に関する事項

(1) 基本方針

① 山岳地域

- ア. 代表的な火山地形地、火山現象地並びに高山帯植生及び湿原植生域等の厳正な保護を図る必要のある地域においては、歩道の整備等の公園利用上必要な行為及び治山、砂防事業等の公共性の高い行為以外の行為は原則的に認めない。
- イ. 原始的な自然景観を維持する地域における行為は登山利用上及び災害防止上必要な最小限の行為に限り認めるものとし、その実施に際しては動植物の生息環境にも十分な配慮がなされるように指導する。
- ウ. 主要な登山道沿線の荒廃地は、施設の整備と植生の復元が図られるよう県等を指導する。
- エ. 自然災害等による地形の荒廃地での治山及び砂防事業等の実施に際しては、景観の保護に配慮がなされるよう関係機関と調整を図る。
- オ. 森林景観を保護するために、特別保護地区及び第1種特別地域は原則として禁伐とし、第2種及び第3種特別地域については、風致の維持に留意した森林施業が行われるよう関係機関と調整を図る。
- カ. 車道の整備にあたっては環境条件の差異に応じた適正な修景緑化を実施させる。

② 主要利用地域

- ア. 後生掛——蒸ノ湯地区

- ⑦ 後生掛集団施設地区内については、同集団施設地区計画に基づく高さ制限、建ぺい率、緑地の確保等により風致の維持を図る。特に木造のオンドル式（床暖房式）湯治宿舎を中心とする後生掛温泉の利用形態及び建築形態の維持の指導を行う。
- ① 大沼地区では大沼及び大沼湿原の保護を図るために、木道等自然探勝のための施設以外は設置しない。
- ⑦ 大深温泉及び蒸ノ湯温泉は、後生掛温泉同様に伝統的な湯治風景の維持を指導する。
- エ スキー場のゲレンデ及びコース等の整備にあたっては自然林の風致が維持されるよう指導する。

- ⑤ 後生掛等の火山現象地帯においては、原則として歩道、園地等の公園利用施設、宿舎付帯の温泉引湯施設及び治山等の公共施設以外の施設は認めない。

イ. 玉川温泉地区

- ⑦ すぐれた湯治場景観の維持を図るために、木造建築物の維持の指導を行う。
- ① 玉川温泉火山現象地帯においては、原則として歩道、園地等の公園利用施設、宿舎付帯の温泉引湯施設及び治山等の公共施設以外の施設は認めない。
- ⑦ 本地区で計画されている玉川酸性水中和処理施設については、土地の改変面積が最小限となるよう指導する。また、本地区の公園利用に支障を及ぼさないよう所要の措置の実施を指導する。

ウ. 乳頭温泉郷地区

- ⑦ 田沢湖高原国民休暇村地区は、集団施設地区計画に基づく整備を行い風致の維持を図る。特にブナの二次林の保全に留意する。
- ① 黒湯、孫六、鶴ノ湯、蟹場等の湯治を中心とする温泉群については、伝統的湯治風景及び木造建築物の維持の指導を行う。特に萱葺や木端葺屋根の維持保存について指導を行う。
- ⑦ 先達川において計画されている砂防施設が、本地区の風致及び公園利用に支障を及ぼさないように、自然石張り等による修景のための措置を十分に行わせる。

エ. 八幡平頂上——藤七温泉地区

- ⑦ 八幡沼をはじめとする火山地形地、高山植生及び湿原植生等の厳正な保護を図るために、八幡平頂上地区においては、公園利用施設等の改良整備にとどめる。
- ① 見返峠下駐車場一帯の公園利用施設の改良整備にあたっては、既存施設の一体化を図り、風致景観に対する影響の軽減を図る。
- ⑦ 藤七温泉地獄、蓬萊境、蓬萊沼一帯の自然景観の保護を図るとともに、宿舎等の改良整備にあたっては、八幡平頂上地区からの景観の維持に留意させる。
- エ 藤七温泉の西部地区の宿舎は、湯治場景観の維持を図るために、木造建築物の維持の指導を行う。

オ. 松川温泉地区

- ⑦ 谷あいの小規模な温泉地としての景観が保たれるよう特に河川沿いの風致の維持に留意させる。
- ① 地熱発電関連施設が地区内の風致に及ぼす影響を増大させないよう指導する。

カ. 岩手山麓国民休暇村地区

- ⑦ 集団施設地区計画に基づいた整備を行い、地区内の風致の維持を図る。
- ⑧ スキー場のゲレンデ及びコース等の整備にあたっては、自然林の風致が維持されるよう指導する。

キ. 滝ノ上温泉地区

- ⑨ 温泉利用地区と地熱発電関連施設との分離を図り、温泉利用地区の静穏な利用環境の確保を図る。
- ⑩ 地区内の風致の維持を図るため、地熱開発に伴う土地改変及び施設の拡充等を必要最小限におさえ、十分な修景緑化対策を実施させる。

(2) 許可届出等取扱方針

許可届出に関する取扱は、「国立公園内における各種行為に関する審査指針」(昭和49年11月20日付け環自企業第570号自然保護局長通知)によるほか、原則として次の方針に適合するよう事業者等を指導するものとする。

行 為 の 種 類	取 扱 方 針
1. 工作物の新・改・増築 (1) 建築物の新・改・増築	<p>① 建築物の形状、色彩、デザイン、材料等は次のとおりとする。 (地熱発電施設は除く)</p> <p>ア. 構 造 湯治を中心とする温泉地においては極力木造建築物とする。</p> <p>イ. 屋根の形状及び色彩 形状は切妻又は寄棟とする。(パラペット付陸屋根、片流れ屋根は認めない) 色彩はこげ茶色系又は黒色(木端葺屋根等)とする。ただし、萱葺等の自然の素材を使用したものは、素材のままとする。</p> <p>ウ. 外壁の仕上及び色彩 外壁には、できる限り木材、石材等の自然の素材を使用し、その色彩は、茶色系、クリーム色系、灰色系等の中間色とする。ただし、自然の素材を使用したものは素材のままとする。</p> <p>② 敷地内の空地は駐車場敷地等を除いて可能な限り現地産樹木と同種の樹木による修景緑化を行う。</p>
(2) 道 路	<p>① 道路法面は可能な限り現地産植物と同種の植物により緑化する ただし、風致上支障の少ない箇所については、外来種の使用も認める。また、緑化が困難と認められる場合は、現地産植物の自然繁殖を促進するための法面安定処理を実施する。</p> <p>② 主要道路及び風致の維持上重要な地域における法面擁壁は、自然石もしくは自然石を模したブロック等による石積擁壁、同様の化粧張を施したコンクリート擁壁または、木材等を利用した擁壁</p>

行 為 の 種 類	取 扱 方 鉤
	<p>とする。(特別保護地区、第1種特別地域は自然石または木材を使用する。)</p> <p>③ 落石防護柵・防護網及びスノーシェッド等の道路付帯工作物(ガードレール等は除く)の色彩は、こげ茶色等とする。</p> <p>④ 残土は、公園区域外に搬出し、適切に処理する。</p>
(3) 電柱及び電線路	<p>① 特別保護地区、第1種特別地域及び重要な利用地における電線路の新設は、地下埋設とする。</p> <p>② 電柱の色彩は、木柱についてはこげ茶色系とし、コンクリート柱等は灰色系とする。</p> <p>③ 電線路は、可能な限り主要道路から見えにくい位置に設置し、電力線、電話線については、共架を促進する。</p>
(4) 砂防等の施設	特別保護地区、第1種特別地域及び利用上重要な地域で、主要な道路や公園利用地域から近接して望見される位置におけるコンクリート製の堰堤及び護岸等の新設については、自然石による化粧張を施す。
2. 鉱物の掘採及び土石の採取	<p>① 鉱物の掘採については、坑口等の地上設備を伴うものは認めない。ただし、既に鉱区設定済の箇所で、設備設計書で地上設備を設けることとしているものは除く。</p> <p>② 温泉ボーリングを目的とする土石の採取については、既存の温泉及び火山現象地帯への影響が及ぶ恐れのあるものは許可しない</p>
3. 広告物の設置等	<p>① 独立して設置する広告物等は、最高部の高さは3m以下、表示面積は片面2m²以下とする。ただし、統合看板にあたっては高さは5m以下、表示面積は片面5m²以下とする。</p> <p>② 上記看板の外部の色彩はこげ茶地に白文字を基本とする。看板の材料には木材・石材等の自然の素材を極力使用する。</p> <p>③ 重複する看板類は整理統合し、老朽化したものは撤去を行う。</p>

(3) 公園事業取扱方針

公園事業に関する取扱は、公園事業取扱要領によるほか、原則として、次の方針に適合するよう事業者等を指導するものとする。

① 共通方針

ア. 建築物（宿舎、休憩所等）

許可届出取扱方針の建築物の新・改・増築にかかる取扱方針と同様とする。特に湯治を中心とする温泉地においては、伝統的湯治場風景を維持するため、萱葺や木端葺屋根及び木造建築物の維持を図る。

イ. 園地、野営場等の面的造園施設等

⑦ 園路等の整備には、自然石、木材等の自然の素材をできるだけ使用し、自然景観との調和を図る。

① 各施設の敷地造成の規模は、整備目的にかなった適正なものとし、自然に生育する樹木は極力保存する。また、修景緑化を図る場合は、可能な限り現地産植物と同種の植物を使用することとする。

ウ. 車道

⑦ 許可届出取扱方針の道路にかかる取扱方針と同様とする。ただし、網張松川温泉線の新設区間の擁壁には極力自然石を使用する。

① 特別保護地区及び第1種特別地域内における拡幅改良は認めない。ただし、道路通行安全上特に必要と認められる場合はこの限りでない。

エ. 歩道

⑦ 許可届出取扱方針の道路にかかる取扱方針と同様とする。

① 階段工、土留工等は、洗掘荒廃箇所等への必要最小限の施行にとどめる。また、路面の舗装は、極めて利用性の高い八幡平頂上地区や利用者の安全確保上必要な後生掛地区等にとどめる。

⑥ 利用上の危険箇所及び植生保護の必要な箇所には、立入防止柵等の設置を行う。また、湿原部の木道化を図る。

⑤ 案内標識等の充実を図るとともに、重複するものは整理統合し、また、老朽化したものは撤去する。

② 地区別方針

事業の種類別の各地区毎の取扱方針は次のとおりとする。また、公共施設については、後述の「地域の開発整備に関する事項」で記載する方針による。

事業の種類	地区	取扱方針
宿 舎	後 生 掛	(ア) 宿舎の新・増設は、既存事業施設の敷地内にとどめる。 (イ) オンドル宿舎は木造建築物としての維持を図るために2階建以下とし、その他の宿舎は3階建以下とする。
	蒸ノ湯、大深温泉	(ア) 宿舎の新・増設は、既存事業施設の敷地内にとどめる。 ただし、蒸ノ湯温泉の旧オンドル宿舎敷は既存事業施設の敷地と認める。 (イ) オンドル宿舎は木造建築物としての維持を図るために2階建以下とし、その他の宿舎は3階建以下とする。 (ウ) 蒸ノ湯温泉の湯治部門の再整備は、土砂崩壊による災害の恐れがなくなるまでの間当面認めない。
	玉 川 温 泉	(ア) 火山現象地帯の景観維持のため、既存敷地より東側への宿舎の新・増設は認めない。 (イ) 地区内の風致の維持を図るため、今後新・増設する宿舎は3階建以下とする。

事業の種類	地 区	取 扱 方 針
	乳頭山麓 (田沢湖高原) 國民休暇村	地区内の風致の維持をはかるため、ケビンは2階建以下とし、その他の宿舎は3階建以下とする。
	乳頭山麓 (黒湯、孫六、蟹場、大釜、妙の湯、鶴ノ湯)	(ア) 宿舎の新・増設は、既存事業施設の敷地内にとどめる。 (イ) 木造建築物としての維持を図るため、宿舎は2階建以下とする。
	藤七温泉	(ア) 宿舎の新・増設は、既存事業施設の敷地内にとどめる。 (イ) 八幡平頂上地区からの景観の維持及び木造建築物としての維持を図るため、宿舎は2階建以下とする。
	松川温泉	自炊宿舎は木造建築物としての維持を図るため2階建以下とし、その他の宿舎は3階建以下とする。
	岩手山麓 國民休暇村	地区内の風致の維持を図るため、宿舎は3階建以下とする。
	滝ノ上温泉	(ア) 地すべり等による災害防止を図るため、葛根田川北東側の宿舎の新增設にあたっては、安全な場所に移設を図ることとする。 (イ) 地区内の風致の維持を図るため、宿舎は3階建以下とする。
	国見温泉	(ア) 宿舎の新・増設は、既存事業施設の敷地内にとどめる。 (イ) 自炊宿舎は木造建築物としての維持を図るため2階建以下とし、その他の宿舎は3階建以下とする。
スキー場	後生掛	(ア) リフト等の搬送施設の整備は、既存スキー場用地内にとどめ、大規模な伐採を伴わないものとする。 (イ) ゲレンデ、コース等の整備は、利用者の安全上及び各コースの連絡上必要なものにとどめる。 (ウ) 付帯駐車場は、路面を緑化する等して、夏場の多目的利用にも資する施設とする。
	乳頭山麓	(ア) 新設する索道等の搬送施設は樹林内に設置し、風致上の支障を軽減する。 (イ) 増設するコースは林間コースを主体とし、大規模な伐採を伴わないようとする。
	網張	(ア) リフト等の搬送施設(索道事業を含む)の整備は、既存施設のペアリフト化等による輸送力の増強を優先させる。また、施設の設置上限は既存スキー場用地内とする。 (イ) ゲレンデ、コース等の整備は、既存用地内にとどめることとする。ただし、林間のツアーコースの整備及び第3種特別地域内の整備はこの限りでない。

事業の種類	地 区	取 扱 方 針
		(ウ) 利用の増大に対応するため、既存スキー場下部の牧野地域のスキー場化及び付帯駐車場の整備を検討する（一部は国立公園区域外）。 (エ) 老朽化している休憩所の再整備を図る。

4. 地域の開発整備に関する事項

(1) 自然公園施設

主な地区の利用形態に基づく自然公園施設（公共施設）の整備方針は次のとおりとする。

地 区 名	事業主体区分	利 用 形 態 及 び 整 備 方 針
後 生 掛	環 境 庁 秋 田 県 鹿 角 市	<p>八幡平の北西山麓の標高1,000m前後の緩傾斜地に位置する八幡平地域最大の宿泊利用拠点である。また、大沼湿原や後生掛の火山現象地帯等の興味対象地があり、八幡平アスピーテライン利用者の滞留が多い。利用形態は四季型で、探勝利用、湯治保養利用、宿泊及び野営利用、スキー利用、焼山登山利用及び大沼での舟遊釣利用等がみられ、各種利用施設が既に整備されている。</p> <p>これらの公園利用施設の整備は、後生掛集団施設地区計画の整備方針によるほか温泉保養及び自然探勝機能の充実を図るために、次の方針で行うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 本地区における歩道のネットワーク化を図るため、大沼と後生掛間を連絡する探勝歩道の整備、既存登山道等の再整備等を図る。 (2) 後生掛自然探勝路における安全対策の充実と、噴気活動が活発になったため通行を禁止している大湯沼西南部の歩道の代替施設として展望施設等の設置を検討地する。 (3) 野営場はフリーテントサイトを中心とした施設として再整備を図り、園地的利用を考慮した内容とする。また、野営場への車の乗り入れに対応するため必要最小限な駐車スペースの確保を図る。 (4) 老朽化が著しく、風致の維持上支障のある後生掛公衆便所は撤去整理し、後生掛探勝路入口付近に代替施設の整備を図る。
玉 川 温 泉	秋田県田沢湖町	焼山火山の西麓に位置する古くからの温泉地であり、温泉療養効果にすぐれているため多くの湯治客が利用し、八

地 区 名	事業主体区分	利 用 形 態 及 び 整 備 方 針
		<p>幡平地域最大の湯治場となっている。また、興味ある火山現象がみられるため、多くの日帰り利用者も訪れ、焼山の登山利用者も少なくない。</p> <p>地区内の公園利用施設としては、園地（園路）、駐車場、宿泊施設等が整備されているが、自然景観の保全上及び地形の制約上既存の温泉地周辺では施設適地は極めて少ない。一方本地区では湯治を中心とする宿泊利用の需要が高く、また自然探勝型利用の促進を図る必要性が認められるので次の方針により公園利用施設の整備を図ることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 既存温泉地の西側約700mの国道341号線沿いに、車道、歩道、野営場、駐車場等の基盤施設の整備を図るとともに、既存温泉地と新規計画地とを結ぶ園路を整備する。 (2) 玉川温泉自然探勝路における安全対策の強化と自然解説施設の充実を図る。特に、北投石については、盗採防止の啓蒙を徹底させるとともに、サンプル展示により教化を図る。
八幡平頂上	秋 田 県 岩 手 県	<p>本地区は、八幡平地域の中で最も利用の集中する地区であり、八幡平アスピーテラインを利用して春から秋にかけて100万人以上の人々が訪れている。利用者の大半は頂上一帯の自然探勝を目的としているが、八幡平と蒸ノ湯温泉、茶臼岳または岩手山方面を結ぶ登山利用者も多く、春山スキー利用もみられる。</p> <p>地区内には岩手、秋田両県の協力のもとに、駐車場、休憩所、園地（園路）、展望台、公衆便所、避難小屋等の施設が整備され、一応の整備が終了している。そこで、今後の本地区における公園利用施設の整備は次の方針により行うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 原則的に駐車場等の施設の新設は行わず、老朽化の著しい頂上展望台、園路、解説板等の改良整備を図る。また、看板類については整理統合を図る。 (2) 八幡沼周辺の湿原植生荒廃地においては、植生復元事業の実施を検討する。 (3) 見返峠公衆便所は、汚物の処理が不完全であり、適切な管理を維持することが困難と思われるので、撤去を検討し、その代替として駐車場周辺に公衆便所の新設を図る。

地 区 名	事業主体区分	利 用 形 態 及 び 整 備 方 針
		八幡平避難小屋についても汚物の処理や景観上の問題があるので、各関係機関との調整により移設を検討する。
蒸ノ湯一大深温泉	秋田県 鹿角市	<p>後生掛地区の補完的な宿泊利用がなされており、また蒸ノ湯展望所には小規模な駐車場及び休憩所が整備されている。本地区一帯は地形的に大規模な施設の整備適地が少ないので、今後とも既存施設の改良整備にとどめる。</p> <p>本地区周辺の歩道のうち後生掛温泉～蒸ノ湯展望台間及び蒸ノ湯展望台～八幡平頂上間の歩道は主要利用ルートとしての整備を図り、蒸ノ湯～長沼～八幡平間の歩道等は刈払、路面の補修等による歩道の維持にとどめる。</p>
焼 山	秋 田 県	<p>後生掛～毛せん峠～玉川温泉間の歩道は、主要利用ルートとしての整備を図る。特に毛せん峠付近のガンコウラン－イソツツジ群落保護のための施設の改良整備を図る。</p> <p>老朽化の著しい焼山避難小屋についてはその補修に努めるとともに、再整備にあたっては風当りの少ない箇所の選定を行い、位置の変更を図る。</p>
曾 利 滝	秋 田 県	国道341号線沿の景勝地であるが、近年は施設の老朽化もあって極めて利用は少ない。今後は、公園の入口施設としての整備と既存施設の改良整備を図る。
田沢湖高原国民休暇村	環 境 庁 (財)国民休暇村協会	<p>乳頭山麓に位置するブナの二次林地帯にあり、八幡平地域南部における利用拠点として集団施設地区に指定されている。集団施設地区計画に基づき宿舎、野営場、園地、歩道、駐車場、スキー場、休憩所、公衆便所、広場等が整備され野外レクリエーションの場として四季を通じて利用されている。今後の施設整備は、集団施設地区計画によるほか、当面は次の方針によることとする。</p> <p>(1) 一部供用を開始している新設野営場の完成を図るとともに、新設野営場区と宿泊施設区とを連絡する自然探勝歩道、展望園地等の整備を図る。</p> <p>(2) 宿泊施設区内の旧野営場用地については、既存野営場施設を活用した林間園地としての機能をもたせる。</p> <p>(3) 既存休憩所の小規模なビジターセンター化を図る。</p>
乳頭温泉郷	秋 田 県 田沢湖町	乳頭山麓を流下する先達川沿に点在する、黒湯、孫六、蟹場、大釜、妙の湯、鶴ノ湯の6つのひなびた温泉群であり、湯治利用と乳頭山への登山利用が中心となっている。当地区における公園利用施設としては、歩道以外は、特に

地 区 名	事業主体区分	利 用 形 態 及 び 整 備 方 針
大釜温泉～孫六温泉間	秋田県 岩手県	整備されていないが、東北地方独特の湯治形態を残す本地区においては、新たな車道等の新設は行わないこととする。ただし、大釜温泉～孫六温泉間の歩道については、利用上の危険防止のため、ルート変更を含めた防災工法等の検討を行う。
乳頭山一帯	秋田県 岩手県	乳頭山～乳頭温泉郷（黒湯、蟹場、孫六の各温泉）間、乳頭山～千沼ヶ原～湯森山間、及び乳頭山～滝ノ上温泉間の歩道については、主要利用ルートとしての整備を図る。特に田代平湿原等の木道整備に早期着手するよう努める。乳頭山～大深岳間等の歩道については刈払、路面の補修等による歩道の維持にとどめる。 田代平及び八瀬森の避難小屋は老朽化が著しいので、その再整備を図る。なお、田代平避難小屋については湿原の保護を図るため、位置の変更を検討する。
駒ケ岳	秋田県 岩手県 田沢湖町	八幡平地域南端に位置する高山植物の豊富なコニーデ式火山であり、八幡平地域の中でも最も登山利用の活発な地区である。特に秋田県側に位置する八合目駐車場からは1時間程度で頂上一帯に到達できるため本ルートへの利用が集中しており、八合目一帯の交通渋滞等の問題が派生している。 本地区における公園利用施設としては、八合目地区に駐車場、園地、休憩所が、阿弥陀池に避難小屋が整備されているほか、歩道が整備されており、今後は次の方針により施設の整備を図ることとする。 (1) 亜高山帯植生域の保護のため、駐車場の拡張は行わず、改良整備にとどめる。 (2) 歩道のうち、八合目駐車場～阿弥陀池～男岳・女目岳、阿弥陀池～横岳～国見温泉間、八合目駐車場～笠森山～湯森山間及び横岳～湯森山間ルートは主要利用ルートとしての整備を図る。 (3) 女目岳においては、登山道の整備により、土砂の流出防止と植生の荒廃防止を図る。また、阿弥陀池周辺等の湿原地帯には木道の整備を行う。 (4) コマクサ群落地や高山風衝草原地等には、植物保護のための防護柵を重点的に整備する。 (5) 主要ルート以外の歩道は、刈払、路面補修等による

地 区 名	事業主体区分	利 用 形 態 及 び 整 備 方 針
		<p>歩道の維持を図る。なお、八合目からの旧鉱山ルートは、利用者の安全確保上の問題があるので当面、通行の制限等の措置を講ずる。</p> <p>(6) 駒ヶ岳八合目休憩所には、利用者の案内、教化施設としての機能をもたせるよう改良整備を図る。</p>
藤七温泉	岩 手 県	<p>八幡平頂上地区の南部に位置する宿泊及び登山利用の拠点となっている小規模な温泉地であるが、その利用性はあまり高くない。しかし、藤七温泉地獄、蓬萊境、蓬萊沼等のすぐれた景観がみられる自然探勝型の利用適地であり、その利用の促進を図り、あわせて八幡平頂上地区の利用の分散化を図るため、次の方針で公園利用施設の設備を行うこととする。</p> <p>(1) 老朽化の著しい探勝歩道は、再整備を行い、自然解説機能の充実を図る。</p> <p>(2) 八幡平頂上地区と藤七温泉間の車道については、損傷が著しく利用上危険性が認められるので早急に再整備を図る。</p> <p>(3) 野営場については、登山者を対象とした施設として再整備を図るものとし、その移設を検討する。</p>
茶臼岳一帯	岩 手 県	八幡平頂上地区と茶臼岳間の登山利用及び春山スキー利用がなされ、その中間地点に位置する黒谷地湿原地区においては、自然探勝利用もみられる。地区内における歩道、避難小屋等の整備は一応終了しているが、八幡平頂上地区的利用分散化を図るため、黒谷地地区においては、路傍駐車場及び自然解説板等の園地的施設の整備を図る。また、源太森～茶臼岳間は主要登山ルートとして歩道及び避難小屋の改良整備を図ることとする。
畚岳一大深岳	岩 手 県	八幡平頂上地区から岩手山、乳頭山、駒ヶ岳及び松川温泉へ至る本格的な縦走登山ルートとして利用されており、これらの歩道については、刈払、路面の補修等による歩道の維持にとどめる。また、大深岳避難小屋についても施設の改良整備を図ることとする。
松川温泉	岩 手 県 松 尾 村	岩手県の西部に位置する小規模な温泉地で、岩手山（姥倉山コース）、三ッ石山、源太ヶ岳等への登山基地ともなっており、野営場、駐車場等が整備されている。今後は、これらの施設の改良整備を図ることとする。

地 区 名	事業主体区分	利 用 形 態 及 び 整 備 方 針
焼 走 り	岩 手 県 西 根 町	焼走り溶岩流地区の火山荒原景観の保護を図るため、無秩序な立入りの規制策を講ずるとともに、展望デッキ等の施設の整備を検討する。
岩 手 山	岩 手 県	<p>本公園内の最高峰の複式コニーデ火山とそれに連なる火山列（裏岩手連峰）からなり、焼走り地区を除いては本格的な登山利用が中心となっている。岩手山頂上部に至る主な登山口は7ヶ所あり、そのうちの柳沢口、網張口からの登山者が多い。</p> <p>網張口、松川温泉口を除いた登山口はいずれも公園区域外に位置するため、公園利用施設としては各登山道と岩手山八合目、不動平、三ッ石湿原の3ヶ所に整備されている避難小屋等があるだけであるが、今後も登山を中心とする利用を推進するため次の方針により、施設の改良整備を行うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 歩道のうち、柳沢口（公園区域内）～岩手山頂上間及び犬倉山（リフト終点）～黒倉山～大地獄～不動平間のルートは、主要利用ルートとしての整備を図る。特に犬倉山（リフト終点）～黒倉山間はハイキング利用も可能なルートとして整備する。 (2) 八ッ目湿原、三ッ石湿原等には、木道等の整備を行い、湿原植生の保護を図る。 (3) 主要ルート以外の歩道は、刈払、路面補修等による歩道の維持を図る。なお、網張元湯コースについては、利用者の安全確保のため、当面通行の制限等の措置を講ずる。 (4) 各避難小屋の改良整備を図るとともに、屏風尾根に避難小屋の整備を検討する。
岩 手 山 麓 国 民 休 暇 村	環 境 庁 岩 手 県 (財)国民休暇村協会	<p>裏岩手連峰の一つ犬倉山の南麓のブナーミズナラ二次林地帯に位置し、岩手山地区における利用拠点として集団施設地区に指定されている。地区内には集団施設地区計画に基づき、宿舎、休憩所、野営場、園地、駐車場、スキー場、テニスコート等が整備され、四季を通じた利用がなされているが、冬期のスキー利用に偏在した傾向がみられる。</p> <p>今後の施設の整備も集団施設地区計画に基づき進めるほか、当面次の方針による整備を行い、特に夏期の自然探勝型利用の増大を図ることとする。</p>

地 区 名	事業主体区分	利 用 形 態 及 び 整 備 方 針
		<p>(1) 地区内を周廻する自然探勝歩道を整備する。</p> <p>(2) 野営利用の促進を図るため、野営場の拡充再整備を図る。</p> <p>(3) 夏山リフトの活用により、自然探勝及び登山利用の促進を図る。</p> <p>(4) 地区西部に位置する駐車場周辺に、スキー場管理施設及びビジターセンター機能を有する休憩所の一体的な整備を図る。</p>
滝ノ上温泉	岩手県 林野庁	三ッ石山及び乳頭山の登山拠点となっている小規模な温泉地であり、園地及び登山者を対象とする小規模な野営場が整備されている。今後はこれらの施設の改良整備を図ることとする。
国見温泉	岩手県 雫石町	国見温泉地区には、日帰りの湯治利用者を対象とした温泉館や探勝歩道が整備されており、今後はこれらの施設の改良整備を図ることとする。 なお、ヒヤ潟園地については、国見温泉地区利用者の散策施設として機能するよう整備を図ることとする。

(2) その他の施設

地熱発電施設

本公園内には、全国の国立、国定公園地内地熱発電 6ヶ所のうち、大沼、松川、葛根田の 3ヶ所が位置する。地熱発電は、大規模な土地の改変や工作物の設置等を伴うため、従来からこれらの影響を軽減するための各種指導を行ってきており、今後とも次の方針により地熱発電事業者等の指導を行うこととする。

⑦ 地熱発電施設の改良に伴う施設は、極力既存敷地内において計画し、やむを得ず敷地を造成する場合でも、既存の敷地の隣接地において計画させる。なお、大沼地熱発電所においては、新たな施設は第3種特別地域内に設置するものとし、第2種特別地域内においては、地下埋設施設及び既存施設の改良以外は認めない。

⑧ 敷地の造成にあたっては、周辺樹林の保護、法面の緑化、擁壁の化粧張等の修景緑化対策を十分に行わせる。特に、葛根田地熱発電所においては、公園利用地区との緩衝林の整備を行わせる。

⑨ 地熱発電施設の整備により、登山等の公園利用が阻害されないように努めさせ、やむを得ない場合は、代替手段を確保させる。

⑩ 蒸気生産井及び還元井減衰等に伴うボーリングの更新にあたっては、傾斜掘の採用により、既存敷地内に坑口設備等を設けさせる。また、既存温泉及び火山現象に影響が及ばないよう指導する。

- ④ パイプライン、送電鉄塔等の付帯工作物の増設にあたっては、既存施設との集約化に努め、必要最小限の規模とさせる。
- ⑤ 冷却塔、サイレンサー等の周辺における着氷による樹木の枯損防止のために、施設の更新時には、配置計画、蒸気放出方法の改善等を行わせるとともに、施設の定期点検には着氷による樹木枯損の恐れのある時期を避けさせる。
- ⑥ ボーリング掘削は、できるだけ短期間で終了させ、巨大なボーリング掘削設備の設置期間を短縮させる。
- ⑦ 地熱発電事業が周辺の自然環境に及ぼす影響に関するモニタリング調査を継続的に実施させるとともに、周辺の自然環境に支障が認められた場合には、所要の措置を講じさせる。

5. 土地及び事業施設の管理に関する事項

(1) 国有財産の管理

後生掛地区（20.7 ha）及び岩手山麓国民休暇村地区（2.8 ha）に環境庁所管地を所有し、また、田沢湖高原国民休暇村地区及び岩手山麓国民休暇村地区では、財産区有地、町有地等を借地している。

これらの用地内には、国の直轄事業で、園地、駐車場、野営場、休憩所、ビジターセンター等の公園利用施設の整備を図り、土地とともにこれらの施設の管理を行っている。また、所管地の一部は、宿泊施設や野営場等の公園施設用地、または、道路、電柱、水路等の公益的施設用地として各事業者に対し、土地の使用許可を与えている。

これらの土地及び直轄施設の清掃等の日常的維持管理は、後生掛地区においては、地元清掃団体等が行い、国民休暇村地区においては、（財）国民休暇村協会が実施し、国立公園の施設としてふさわしい良好な管理に努めている。

また、後生掛地区に位置する八幡平ビジャーセンターの管理運営は、環境庁、秋田県及び鹿角市で組織している「八幡平ビジャーセンター運営協議会」があたり、5月から11月までの間、利用者に開放するとともに施設の維持を行っている。

国有財産の管理は、以上 の方法で実施しているが、今後とも、環境庁の責任と（財）国民休暇村協会等の協力のもとに、きめ細かで適正な管理を行うこととする。

なお、集団施設地区の機能をより充実するため、後生掛及び岩手山麓国民休暇村両集団施設地区内の国有林の所管換を促進することとする。

(2) その他の公園利用施設の管理

県、市町村等が整備した園地、車歩道、駐車場、公衆便所等の公園利用施設の管理は、各施設者が実施しているが、清掃等の日常的管理は地元清掃団体等が中心となって行っている。この方法は、国立公園内の風致の維持と良好な公園利用の環境の確保に有効であり、今後とも各清掃団体の活動の強化を図ることとする。また、特に歩道、避難小屋等の山岳部の施設の管理にあたっては、山岳団体等の協力によるボランティア活動の導入を図ることとする。

6. 利用者の指導に関する事項

(1) 自然解説に関する事項

① ビジターセンターの運営

自然の紹介・解説、自然との接し方（マナー）及び案内等公園利用者への情報サービス施設として、後生掛集団施設地区内に「八幡平ビジターセンター」を昭和56年から開館している。同センターは、前述したとおり、「八幡平ビジターセンター運営協議会」の協力を得て運営している。

同センターでは、八幡平地区を中心とする自然及び人文の特質を写真パネル、スライド、ビデオテープ、各種模型等によりわかりやすく紹介・解説し、併せて自然保護思想及び公園の適正利用の普及教化を図っている。また、同協議会の雇用による管理要員2名を配置し、施設等の日常的な維持管理と案内業務も行っている。このほか、自然観察用のガイドブックや案内図等の配布をし、利用者が自然に親しむための一助としている。

このような国立公園に関する情報サービスは、直接利用者に満足を与えるだけでなく、結果的に質の高い公園利用の増進にもつながることから、公園管理上重要な業務の一つである。従って、同センターの活用にあたっては、同協議会の協力により、利用率の向上及び展示内容、配布印刷物の充実を図ることとする。

一方、同センターは自然解説活動の拠点としての性格を有しているので、現在夏期に実施している「自然解説活動」の拡充を図るとともに、究極的には恒常に自然解説活動を行いうる体制の確立に努めることとする。

なお、八幡平頂上レストハウス、田沢湖高原国民休暇村及び岩手山麓国民休暇村においても、休憩施設等の改良により展示・案内コーナー等を整備し、ビジターセンターのネットワーク化を図ることとする。

② 自然解説活動等

本地域のすぐれた自然の紹介と自然との接し方の指導等を行うためには、ビジターセンター、自然探勝路及び自然解説板等の整備とともに、これらの施設を活用した自然解説活動を行うことが効果的である。

現在、八幡平、田沢湖高原国民休暇村及び岩手山麓国民休暇村の3地区において夏期の「自然に親しむ運動」期間中に早朝観察会、スライド映写会、現場解説等の行事を実施し好評を博している。これらの活動は、八幡平ビジターセンター運営協議会、八幡平を美しくする会、両国民休暇村及び雫石町等の協力により当事務所が指導しており、今後とも内容の充実を図っていくこととする。

一方、両国民休暇村でも近年、夏期を中心に、ファミリーキャンプ、探勝登山等、自然との接触を図るための活動を独自に実施しているが、これらの行事は国立公園の野外レクリエーションの拠点にふさわしい企画であり、その内容の充実と行事の定着化を図るため積極的な協力をしていくこととする。

また、八幡平頂上地区では、岩手県の自然公園保護管理員による自然解説活動が精力的に実施され、大きな効果をあげている。国立公園にふさわしい利用の普及のために、このような活動は今後重点的に推進していく必要があり、ビジターセンターを活動の拠点とする体制の整備を急ぐ必要がある。本活動には一般的にボランティアの導入を図ることが有効であるが、市街地から離れた当地域では人材の確保が難しい。そこで、岩手・秋田両県の自然公園保護管理員等、自然公園指導員、

(財)日本自然保護協会の自然観察指導員及び関係各機関等の協力を得た体制整備を図ることとする。

(2) 利用者の誘導規制

① 自動車の利用規制

ア. 駒ヶ岳八合目地区

駒ヶ岳八合目は、山頂部まで手軽に到達できる利便性が受け近年大幅に利用者が増加し、夏期の休日を中心に著しい過剰利用となり、狭隘な駐車場に入りきれない車両が続出し、未改良の一車線県道に路上駐車する状況となっている。このため、車両の交差に障害が生じ、路線バスや緊急用車両が八合目まで到達できない等、渋滞や交通事故の危険が生じ、また、自然公園にふさわしい快適な利用環境も阻害されている。一方、本地区は、亜高山帯植生域となっており、駐車場の拡張や車道の拡幅は公園の保護管理上認め難い状況にある。

このような状況の改善策として、その実現は極めて困難と予想されるが、自動車（マイカー）の利用規制が最も妥当な方法と考えられる。そこで、これらの問題を検討するために、国、県、町等による協議会を別途設置することとする。なお、自動車の利用規制の具体策としては、次のような方法が考えられる。

（ア）利用者の集中する夏期を中心に田沢湖高原温泉と駒ヶ岳八合目間の県道についてマイカーの通行禁止等の措置をとり、（イ）代替手段として、田沢湖高原温泉と駒ヶ岳八合目間のシャトルバスの運行、町営リフトの活用等を図る。また、（ウ）マイカー用の駐車場として、田沢湖高原温泉地区及び県営田沢湖スキー場地区の駐車場の利用を図る。

イ. その他の地区

駒ヶ岳八合目地区のほか、八幡平頂上地区、後生掛温泉地区、玉川温泉地区等においても、興味地点に最も近い駐車場が狭隘なため、一時的な交通渋滞が生じている。いずれの地区においても地形的な制約、自然保護上の問題から、駐車場の拡張は困難であるが、3地区とも比較的利用性の低い駐車場が近くに位置しているのでこれらの活用が図られるよう利用者を指導することとする。また、八幡平頂上地区にあっては藤七温泉、黒谷地地区に、後生掛温泉地区にあっては大沼地区にそれぞれ利用を分散させることにより、円滑な公園利用の確保を図ることとする。なお、玉川温泉地区にあたっては自動車が玉川温泉の自然探勝歩道に進入しないよう進入防止柵等による車両規制を図ることとする。

② 登山利用

第3項及び第4項で記した方針による歩道の整備を図り、主要な利用ルートにおいては快適で安全な登山利用を推進し、その他のルートにおいては原始的な自然が保持されるよう歩道の施設化は極力避けることとする。

一方、登山利用に起因する問題として、ゴミの投棄、歩道外への立入り、高山植物等の盗採、施設の破損・汚染等があり、これらの対策として利用マナー向上のための啓蒙活動を制札の設置等により実施することとする。特に、山菜採りに対するゴミの投棄防止等の徹底を図る。

③ スキー利用

ア. スキー利用者についても②同様に利用マナー向上のための啓蒙に努める。

イ. 植生保護のため、融雪時における雪田・高山植物群落地等への立入り禁止措置を関係各

機関との協力により行うこととする。また、春山・夏山スキーにおける塩まき行為についても同様に禁止措置を講ずることとする。

ウ. 既存のスキーコース指導標については、県、市町村等を指導しその改良を行わせることとする。

エ. 快適な利用環境を維持するため、スキー利用者運搬用のヘリコプターの乗入れは認めないこととする。

④ その他レジャー用車両等の利用規制

著しい騒音を発し、利用者に不快の念をいだかせるレジャー用スノーモービル及びオフロード用車両等については、土地の管理者及び関係各機関との合意により、車道外への乗入れ規制措置を講ずることとする。

⑤ 野営利用

山岳地における無秩序な野営は、植生の破壊、ゴミ等の散乱、営火による山火事の危険等の問題があり、野営場以外の場所については土地管理者等の協力により制限等の措置を講ずることとする。

⑥ 立売行為

公園内における立売行為は、快適な利用を阻害し、利用者へ不快の念をいだかせ、また、衛生管理上、ゴミの処理上の問題もあるので、各施設の管理者、警察等の協力により強く規制することとする。

(3) 利用者の安全対策

① 火山現象地帯における安全対策

後生掛及び玉川温泉地区においては、既に「事故防止対策検討調査」が実施されており、この報告書で指摘されている立入防止柵の整備、一部歩道の拡幅、制札等の設置、立入防止地区的設定等の対策の実施を早急に図ることとする。他の火山現象地帯においても、その危険の程度により、同様の措置を講ずることとする。また、一部の温泉地の宿舎敷内に位置する火山現象地帯においても、同様の措置を講ずるよう指導する。

② 山岳遭難対策

各市町村単位で組織されている遭難対策協議会の活動に対し、県等とともに避難小屋の改良整備、標識類の整備等の側面的な協力をすることとする。また、各遭難対策協議会との連絡を密にし、遭難防止対策につながる適確な情報の把握に努めることとする。

7. 地域の美化修景に関する事項

(1) 美化清掃計画

国立公園内の美化清掃については、ゴミの発生が、公園利用者に起因し、しかもその清掃責務を明確にできない山林原野、山岳地等の場所で起こっていることから、国、県、市町村及び地元関係事業者が各自負担して行うこととしており、本地域においては、次の清掃団体が、国、県等の補助金を受けて清掃事業やクリーンキャンペーン等の啓蒙活動を実施している。

清掃団体	関係市町村	主な活動区域	事業予算(59年度)
八幡平を美しくする会 八幡平支部	鹿角市 田沢湖町	八幡平(秋田県側)、焼山、後生掛、玉川温泉、	5,535千円
" 南八幡平支部	田沢湖町	駒ヶ岳、乳頭温泉郷	2,570
岩手の国立公園をきれいに する会松尾支部	松尾村 安代町	八幡平(岩手県側)、岩手山(松尾 村)、藤七温泉、松川温泉	2,675

これらの団体の活動の効果もあって本地域で発生する公共ゴミは山岳地を中心に減少傾向にあるが、自動車から投棄される道路沿線のゴミや山菜採りによるゴミ投棄は依然として後を絶たず、また山岳地における便所の清掃管理の必要性も高まっている。

各団体の予算はここ数年来据え置かれたままで、その運営は厳しい状況ではあるが、本活動の必要性は高く、今後も事業継続と効率的な事業の執行を図ることとする。また単なる清掃活動だけではなく、集団清掃登山等のボランティアの協力、夏期に雇用している学生アルバイトの活動による利用マナーの指導により、山岳地におけるゴミの軽減を図ることとする。

なお、岩手山地区においては、各市町村等が独自に清掃活動を行っているが、標高が高く、ゴミの回収や避難小屋等の清掃に多大な労力を要するため、十分な活動が行えない状況である。そこで、清掃活動内容の充実を図るため、国または県の補助金制度を活用した清掃団体の育成を図ることとする。

(2) 修景緑化計画

本地域においては、全般に自然林が良く保持されており、また多積雪地及び火山現象地帯での植樹が困難である点を考慮し、宿舎等の建築物の周辺については自然林を極力残存させることにより修景を図ることを基本としている。同様に園地、野営場の整備にあたっても自然林を極力残存させることとする。

従って、本地域において修景緑化を図る必要性が高いのは、道路法面及び地熱発電施設の用地等であり、各施設、各地区での修景緑化の方針は3. 及び4. で述べているとおりである。なお、これらの施設の修景緑化の具体的な指導にあたっては、各施設の位置する植生区分とその立地条件に応じた次の方針で対応することとする。

植生区分	取扱方針
高山帯及び 亜高山帯	<p>① 本植生域における修景緑化は技術的困難を伴うので、施設の規模及び地形の改変を必要最小限にとどめ、自然植生の保護を基本とする。特に、高山帯については厳正な保護に留意する。</p> <p>② 法面等には、防災上の問題が生じないことを原則としながら、可能な限り次のような方法で修景緑化を図る。</p> <p>ア. 緑化には原則として現地産植物と同種のミネヤナギ(さし木)、ミヤマハンノキ、ヒメヤシャブシ等の木本類、チシマザサ及び、オオヨモギ、ヒツヅバヨモギ等の草本類を使用する。</p>

植生区分	取扱方針
	<p>イ. 森林への移行が可能な箇所については、ダケカンバ等植物遷移の初期段階に出現する樹木の播種または植栽等を行う。</p> <p>ウ. 緑化が困難な場合には、現地産植物の自然繁殖を促進するため、法面安定処理を行う。また、法面擁壁は、自然石積擁壁、同様の化粧張を施したコンクリート擁壁、または、木材等を利用した擁壁とする。</p>
山地帯(ブナ帯)	<p>① 宿舎等の建築物の周辺は、自然林を残存させることを基本とし、景観の維持上必要な箇所においては、ブナ、ミズナラ、ナナカマド、カエデ類等による植栽を行う。</p> <p>② 道路、治山砂防施設、地熱発電施設等の法面及び荒廃地等には、防災上の問題が生じないことを原則としながら、可能な限り次のような方法で修景緑化を図る。</p> <p>ア. 緑化には原則として現地産植物と同種のタニウツギ、ヒメヤシャブシ等の木本類、シバ、ススキ、ヨモギ類、ヤマブキショウマ等の草本類を使用する。</p> <p>イ. 森林への移行が可能な箇所については、客土を行うなどして、その修景緑化は自然の遷移に委ねるものとする。風致景観上の支障を早期に軽減する必要がある場合は、ヤマハンノキ類、ヤナギ類等植物遷移の初期段階に出現する成長の速い樹木の播種または植栽等を行う。</p> <p>ウ. 風致上支障の少ない箇所については、表土の流出を防止し、現地産植物の自然繁殖を促進するため、外来種の使用も認める。</p> <p>エ. 緑化が困難な場合には、現地産植物の自然繁殖を促進するため、法面安定処理を行う。</p> <p>オ. 風致景観上重要な箇所における法面保護のための擁壁は、自然石積擁壁、同様の化粧張を施したコンクリート擁壁、または、木材等を利用した擁壁とする。</p>